



島根県報

令和4年6月14日（火）

第 319 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

身体障害者福祉法の規定による医師の指定	(障がい福祉課)	2
保安林の指定	(森林整備課)	2
漁船損害等補償法の規定による付保義務の発生	(水産課)	2

【公 告】

開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	3
---------------	---------	---

【選管告示】

個人演説会を開催することができる施設の指定の取消し		3
---------------------------	--	---

告 示**島根県告示第460号**

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の医師を次のとおり指定したので、身体障害者福祉法施行細則（昭和34年島根県規則第17号）第2条の規定により告示する。

令和4年6月14日

島根県知事 丸 山 達 也

医師の氏名	診療科目	従事する医療機関		指定年月日
		名 称	所 在 地	
新井 健義	呼吸器内科	益田赤十字病院	益田市乙吉町イ103番地1	令和4年5月31日
青木 慶仁	脳神経内科	益田赤十字病院	益田市乙吉町イ103番地1	令和4年5月31日
沖田 聡司	整形外科	隠岐広域連合立隠岐病院	隠岐郡隠岐の島町城北町355番地	令和4年5月31日
堀田 尚誠	呼吸器科	島根県立中央病院	出雲市姫原四丁目1-1	令和4年5月31日

島根県告示第461号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和4年6月14日

島根県知事 丸 山 達 也

1 保安林の所在場所

浜田市上府町イ69-1、イ1978、イ1979-1からイ1979-3まで

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

上府町イ69-1・イ1979-1からイ1979-3まで（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第462号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第25条の規定により告示する。

令和4年6月14日

島根県知事 丸 山 達 也

島根町加入区（漁業協同組合 J F しまね）

公 告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和4年6月14日

島根県知事 丸 山 達 也

1 開発区域

安来市荒島町字竹ヶ崎2990番3、2990番4

面積 560.68平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

雲南市大東町飯田123番21 23号

池田 啓孝

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

島根県選挙管理委員会告示第25号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号に規定する施設の指定を取り消した旨、大田市選挙管理委員会から報告があったので、同条第4項の規定により告示する。

令和4年6月14日

島根県選挙管理委員会委員長 大 野 敏 之

施 設 の 名 称	所 在 地	取 消 年 月 日
北三瓶まちづくりセンター多根分館	大田市三瓶町多根イ252番地1	令和4年3月31日